

原産品申告書作成演習解説

事例：野菜のかき揚げ

統計番号：2004.90-299

《日オーストラリアEPA》

原産品申告書作成演習に係る 注意事項

- 日オーストラリアEPAにおいては、原産品申告書の様式は定められていないが、この演習では、税関ホームページで提供されている原産品申告書兼明細書を使用する。
- HS番号及び商品の商業上の妥当性については問題ないものとする。
- 各資料に記載されている各情報は信頼できるものとする。

STEP1 【税率の確認】

輸入品が日オーストラリアEPAで特惠税率が設定されているか
 ⇒ 実行関税率表を確認し、EPA特惠税率を確認する。

税関ホームページ → 実行関税率表

EPA特惠税率

統計番号 番号	品名 Description	関税率					関税率（経済連携協定）						
		基本	暫定	WTO協定	特惠	特別特惠	シンガポール				豪州		
2004.90	その他の野菜及び野菜を混合したもの												
	1 砂糖を加えたもの												
110	(1)スイートコーン	17.5%		10.5%		無税	無税						3.9%
120	(2)その他のもの	28%		23.8%		無税	6%						8.9%
	2 その他のもの												
	(1)アスパラガス及び豆	20%		17%		無税							
211	－ アスパラガス						4.3%						2.8%
212	－ 豆												
220	(2)たけのこ	16%		13.6%		無税	無税						7.4%
230	(3)スイートコーン	12.5%		7.5%		無税	無税						2.8%
	(4)ヤングコーンコブ	25%		15%		無税							
240	－ 気密容器入りのもの				9%		無税						8.2%
291	－ その他のもの						無税						8.2%
299	(5)その他のもの	9.6%		9%		無税	無税						1.5%

野菜のかき揚げ
 統計番号2004.90-299

特惠税率の設定あり
 (MFN税率より低い)

STEP2 【原産性の確認】

材料の原産・非原産を確認する。

Material List

	Material	HS code	Origin
1	Onion	07.03	AUSTRALIA Origin
2	Potato	07.01	AUSTRALIA Origin
3	Carrot	07.06	AUSTRALIA Origin
4	Paplica	07.09	Imported from New Zealand
5	Shrimp	03.06	Imported from New Zealand
6	Flour	11.01	AUSTRALIA Origin
7	Egg	04.07	AUSTRALIA Origin
8	Palm Oil	15.18	AUSTRALIA Origin

非
原
産
材
料

⇒ 材料表から、4及び5の材料が非原産材料であることが確認できる。

⇒ 実質的変更基準を満たす製品となるか。

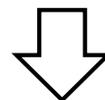
STEP3 【原産性の確認】

最終製品の品目別規則を確認する。

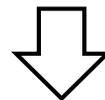
二〇・〇四
調製し又は保存に適する処理をしたその他の野菜（冷凍したものに限り調製し又は保存に適する処理をしたもの及び二〇・〇六項の物品を除く。）
CC（第七類の材料からの変更を除く。）

オーストラリア協定
附属書2 品目別規則

「CC（第七類の材料からの変更を除く。）」



全ての非原産材料のHS番号が最終製品のHS番号に対し、2桁レベルで変更しているか、また、第七類の非原産材料があるかを確認する。



材料表等を確認し、各材料の原産・非原産及びそのHS番号を確認する。

STEP4 【原産性の確認】

非原産材料が品目別規則を満たすかを確認する。

日オーストラリアEPA品目別規則 第20類

20.04

CC (第7類の材料からの変更を除く。)

Material List

	Material	HS code	Origin
1	Onion	07.03	AUSTRALIA Origin
2	Potato	07.01	AUSTRALIA Origin
3	Carrot	07.06	AUSTRALIA Origin
4	Paplica	07.09	Imported from New Zealand
5	Shrimp	03.06	Imported from New Zealand

品目別規則を
満たさない。

品目別規則を満たす。

⇒ 材料表から、5の非原産材料は品目別規則を満たしているが、4の非原産材料は品目別規則を満たしていないことが確認できる。

STEP5 【原産性の確認】

品目別規則を満たさない非原産材料について、救済的な規定が適用できるかを確認する。

Ingredient List

	Material	% (weight)	% (cost)
4	Paplica	5	5

第3・4条 非原産材料を使用して生産される産品

3 必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われない産品については、次のいずれかの場合には、**締約国の原産品とみなす**。ただし、当該産品が原産品とされるためのこの章に定める他の全ての関連する基準を満たすことを条件とする。

(a) (b)に規定する産品以外の産品については、当該産品の生産において使用された**非原産材料**(必要な関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていないものに限る。)の**総額**が、当該**産品の本船渡し**の**価額の十パーセント以下**である場合

(b)統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、当該産品の生産に使用された非原産材料(必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。)の総重量が当該産品の総重量の十パーセント以下の場合

4 3の規定は、統一システムの第1類から第24類までの各類に掲げる産品については、適用しない。ただし、当該産品の生産に使用する**非原産材料**が、この条に従って原産品とされる**産品**と異なる号に掲げられる場合を除く。

07.09

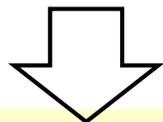
2004.90

は適用できる

⇒ 4の非原産材料は品目別規則を満たしていないが、僅少の非原産材料の規定を適用できる。

STEP6 【原産性の確認】

使用された非原産材料の一部(5)「Shrimp」は品目別規則を満たし、また品目別規則を満たさない非原産材料(4)「Paplica」も僅少の非原産材料の規定を適用できる。



当該野菜のかき揚げは、
日オーストラリアEPA上の
オーストラリア原産品
と認められる。

STEP7 【申告書への記載】

各項目を適切に記載する。

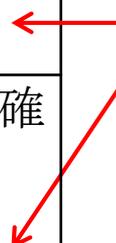
1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所

**HANSEL FOOD (AUSTRALIA) Co., LTD.
700, ABCD STREET, CANBERRA, AUSTRALIA**

2. 仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)

**Invoice No. ABCD-0111, 2018.09.20
B/L No. ABCD0001**

インボイスその他の
添付資料から転記する。



STEP7 【申告書への記載】

各項目を適切に記載する。

インボイスその他の
添付資料の各情報
から転記する。

No. 1	3. 製品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量 野菜のかき揚げ(製品番号123456)、150個×300箱、G/W3,000kg HANSEL(IN DIA) #1-300
	4. 関税分類番号 (6桁、HS 2012) 2004.90
	5. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR (<input checked="" type="checkbox"/> CTC · <input type="checkbox"/> VA · <input type="checkbox"/> SP · <input checked="" type="checkbox"/> DMI · <input type="checkbox"/> ACU)

申告されるHS番号
(HS2012年版)を記載。

HS2017年版との相違が
あれば、HS2012年版に
読み替える必要がある。

PSRにチェックする場
合は、CTC、VA、SPの
いずれかにも必ず
チェックする。

必要があればDMI、
ACUにチェックする。

この事例では、関税分類変更基準を適用したので、CTCに
チェック。また、僅少の非原産材料の規定を適用したので、
DMIにチェック。

STEP7 【申告書への記載】

各項目を適切に記載する。

No. 1 6. 上記5. で適用した原産性の基準を満たすことの説明 ＜原材料＞ (オーストラリア原産材料) ①たまねぎ(第07.03項)、②じゃがいも(第07.01項)、③にんじん(第07.06項)、 ⑥小麦粉(第11.01項)、⑦卵(第04.07項)、⑧パーム油(第15.18項) (非原産材料)④パプリカ(第07.09項)、⑤えび(第03.06項) ＜製造工程＞ 豪州キャンベラ内の輸出者工場にて以下の工程を経て産品を生産する。 (1) ⑥と⑦を混ぜ合わせる。さらに①～⑤を混ぜ合わせる。 (2) 一定量に成型する。 (3) 油に投入し フライ する。 (4) 冷凍をする。 ＜原産性について＞ 非原産材料を使用して生産された本品が満たすべき 品目別規則 第20.04項 は 「cc(第7類の材料からの変更を除く。)」である。 本品の非原産材料である⑤はこの規則を満たす。 非原産品である④については、この規則を満たさないが、 価額が産品の価額の10%以下であることから、第3・4条 3(a)の適用により、本品 は豪州の原産品である。 上記事実は別添の材料一覧表、成分表及び加工工程表によって確認することができる。
--

原材料、製造工程など原産性を満たす説明を記載する。

添付資料により判明する情報については、適宜簡略な記載としてよい。

STEP7 【申告書への記載】

各項目を適切に記載する。

作成から一年以内に
申告されていること。

8. 以上のとおり、3. に記載する産品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2018年10月1日

作成者の氏名又は名称 HANSEL FOOD (JAPAN) CO.,LTD 印又は署名

作成者の住所又は居所 2-7-11 AOMI, KOTO-KU, TOKYO (東京都江東区青海2-7-11)

代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株)印 印又は署名

代理人の住所又は居所 東京都千代田区霞が関3-1-1

完成！

あとは輸入申告の際に関係書類(材料一覧表 及び加工工程表)を忘れずに添付しましょう！